

昭和二十五年法律第二百五十六号

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

目次

第一章 総則（第一条―第二条）

第二章 年金受給者のための特別措置（第三条―第七条の三）

第三章 連合会の業務（第八条―第十六条の二）

第四章 年金受給者等の権利の確認（第十七条―第二十一条）

第五章 雑則（第二十二条・第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「共済組合法」という。）の規定による国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）をして旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会（以下「共済協会」という。）及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理せしめるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合（昭和十八年十月一日に財団法人日本製鉄八幡共済組合という名称で設立された法人をい、以下「日本製鉄八幡共済組合」という。）からの年金受給者等のために、その年金額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。

（年金額の改定）

第一条の二 この法律による年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する。

（外地関係共済組合の定義）

第二条 この法律において「外地関係共済組合」とは、もとの外地関係の政府職員の共済組合のうち年金給付を行つていたもので、左に掲げる命令の規定に基いて組織されたものをいう。

一 朝鮮総督府通信官署共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十七号）

二 朝鮮総督府交通局共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十八号）

三 台湾総督府専売局共済組合令（大正十四年勅令第二百十四号）

四 台湾総督府営林共済組合令（昭和五年勅令第五十九号）

五 台湾総督府交通局通信共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十六号）

六 台湾総督府交通局鉄道共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十七号）

第二章 年金受給者のための特別措置

第三条 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継する。

第四条 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合が旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく命令の規定により負担した、又は負担すべきであつた年金支給の義務で陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廃止の件（昭和二十年勅令第六百八十八号）附則第二項の規定に基づく主務大臣の措置により消滅したものを消滅しなかつたものとみなして、承継する。但し、当該主務大臣の措置に基づき支給した一時金があるときは、当該一時金の限度において、連合会が承継した年金支給の義務（昭和二十六年一月以後の期間に係る年金支給の義務については、第六条の規定による改定後の年金支給の義務）は、履行されたものとみなす。

第五条 旧陸軍共済組合が前項に規定する主務大臣の措置により消滅した年金支給の義務に代るものとして負担した一時金支給の義務でこの法律施行の日までに履行されていないものは、その日において消滅したものとみなす。

第六条 連合会は、外地関係共済組合のうち大蔵大臣の指定したものからの年金受給者に対し、当該指定の日以後当該共済組合が支給すべき年金を支給する。

第七条 前項の年金及び年金受給者のうちには、第二条各号に掲げる命令に基づく命令の規定又は第五条第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金及び当該一時金の受給者を含むものとする。

第八条 第一項の規定により年金を支給すべき者は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定の適用を受ける者で、かつ、本邦（本州、四国、九州及び北海道並びに財務省令で定めるその附属の島をい、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度十四秒以南の南西諸島（大東

諸島を含む。）を含む。以下同じ。）内に住所又は居所を有する者に限る。

第九条 大蔵大臣は、外地関係共済組合について、その年金受給者の状況を調査し、その概況の明らかになつたものから第一項の指定をするものとする。

第十条 （前二条の年金の支給に関する調整）

第十一条 連合会が第三条の規定により承継した義務に基き、及び前条第一項の規定により支給すべき年金のうち、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「旧共済組合法」という。）の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当するものの支給については、それぞれ同法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金の支給の例による。

第十二条 連合会は、前項に規定する年金の支給の義務が消滅した場合において、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する年金とみなした場合に同法の規定により一時金を支給すべき場合に該当することとなるときは、当該一時金の支給の例により、これに相当する一時金を支給する。

第十三条 第一項に規定する年金である給付の支給期月については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の共済組合法第七十三条第四項の規定を準用する。

第十四条 連合会は、第三条の規定により承継した義務に基き、及び第四条第一項の規定により支給すべき年金の額を、昭和二十六年一月分以後、旧共済組合法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当するものについては、第一号に掲げる額に、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては、第二号に掲げる額にそれぞれ改定する。

第十五条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第十六条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第十七条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第十八条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第十九条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第二十条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第二十一条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第二十二条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第二十三条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第二十四条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第二十五条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第二十六条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第二十七条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第二十八条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第二十九条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

第三十条 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

する年金の算定の例及び第三項の規定により算定した額

第三十一条 前項第一号の場合において、同号の年金のうち、その支給の条件又は額の算定の基準について旧共済組合法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大蔵大臣の定めるところにより、旧共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

第三十二条 公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、その年金の額算定の際俸給月額に乘ずべき月数を労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）第二項の規定に基き大蔵大臣が定めた基準に従つて改定する。

第三十三条 （日本製鉄八幡共済組合に対する金額の交付）

第三十四条 国は、日本製鉄八幡共済組合が、旧製鉄所現業員共済組合に関する件（大正十一年勅令第四百九十五号）の規定に基づいて組織された製鉄所共済組合（以下「旧製鉄所共済組合」という。）の組合員であつた者に支給する年金の額を第一条の二若しくは前条の規定又は各年金額改定法の規定（次に掲げる規定をいう。第七條の第三第四項において同じ。）に準じて改定した場合においては、その年金の額の改定により増加する費用（旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の額の改定により増加する部分を除く。）に対し、当該年金受給者（旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の支給を受ける者を除く。）が旧製鉄所共済組合の組合員であつた期間に払い込んだ掛金の合計額の当該年金受給者が組合員であつた全期間に払い込んだ掛金の総額に対する割合とみなされる割合を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を、当該共済組合の請求に基づきこれに交付する。

第三十五条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三百七号）

第三十六条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第三十七条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第三十八条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第三十九条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第四十条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第四十一条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第四十二条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第四十三条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第四十四条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第四十五条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第四十六条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第四十七条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第四十八条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第四十九条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第五十条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第五十一条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

第五十二条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第三百五十九号）第二条

三 昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う
国家公務員共済組合法等の規定による年金の
額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第
百六十号）第三条

四 国家公務員共済組合法第九十条の規定によ
る公務傷病年金等の額の改定に関する法律
（昭和三十一年法律第百三十二号）第二条
五 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の
生じた国家公務員共済組合法等の規定による
年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年
法律第百三十三号）第二条

六 旧令における共済組合等からの年金受給者の
ための特別措置法等の規定による年金の額の
改定に関する法律（昭和三十三年法律第百二
十六号）第一条、第一条の二又は第二条
七 昭和三十三年年度における旧令による共済組
合等からの年金受給者のための特別措置法等
の規定による年金の額の改定に関する法律
（昭和三十三年法律第百十六号）第一条又は
第二条

八 昭和四十一年度における旧令による共済組合
等からの年金受給者のための特別措置法等の
規定による年金の額の改定に関する法律（昭
和四十一年法律第百一号）第一条又は第二条
九 昭和四十一年度における旧令による共済組合
等からの年金受給者のための特別措置法等の
規定による年金の額の改定に関する法律等の
一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百
二十二号）附則第二条

十 昭和四十二年度以後における国家公務員等
共済組合等からの年金の額の改定に関する法
律（昭和四十二年法律第百四号）第一条から
第二条の十七まで又は第三条の四第三項から
第六項まで

二 前項に規定する割合は、財務大臣の定めると
ころにより、保険数理に基いて算出するものと
する。

三 第一項の金額は、日本製鉄八幡共済組合が年
金額を改定した年度以後の年度において、各年
度分を四分して、各四半期の期間中に当該四半
期分を交付するものとする。

第七条の二 連合会は、昭和二十年八月十五日に
おいて旧陸軍共済組合令又は第二条第一号若し
くは第三条から第六号までに掲げる命令に基く
命令の規定中旧共済組合法による退職年金に相
当する給付に関する部分の適用を受けていた組
合員であつた者及び旧陸軍兵器廠職工扶助令

（明治三十五年勅令第百九十一号）の規定中終
身年金に関する部分の適用を受けていた者で、
同日において、これらの組合を脱退したものと
して旧共済組合法を適用したとすれば同法の規
定による退職年金を受けることができたもの
（第三条の規定により承継した義務に基き、及
び第四条第一項の規定により支給する年金の受
給者を除く。）又はその遺族に対し、旧共済組
合法の規定による退職年金又は遺族年金の支給
の例により、これらの年金に相当する年金を支
給する。

二 前項の規定による年金の額は、昭和二十年八
月十五日において現に受けていた俸給（旧陸軍
兵器廠職工扶助令に規定する定期職工として満
二十五年以上就業していた者については、退業
の際現に受けていた俸給。以下別表第二におい
て同じ。）に対応する別表第二の仮定俸給を俸
給とみなし、旧共済組合法の規定を適用して算
定した額とする。

三 第一項の規定により年金を支給すべき者に對
し陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廃止の件
附則第二項の規定に基く主務大臣の措置により
支給した一時金があるときは、当該一時金の限
度において、第一項の規定による年金支給の義
務は、履行されたものとみなす。

四 第四条第三項の規定は、第一項の規定により
年金を支給すべき者（昭和二十年八月十五日に
おいて第二条第一号又は第三条から第五号まで
に掲げる命令に基く命令の規定中旧共済組合法
による退職年金に相当する給付に関する部分の
適用を受けていた組合員であつた者に限る。）
について、第五条第二項の規定は、第一項の規
定による年金の支給の義務が消滅した場合につ
いてそれぞれ準用する。

第七条の三 連合会は、旧海軍共済組合の組合員
（旧共済組合法の規定による退職年金、障害年
金又は遺族年金に相当する給付（以下第三項に
おいて「長期給付」という。）に関する規定の
適用を受けていた者に限る。以下この項及び次
項において同じ。）で、昭和十六年十二月八日
から昭和二十年三月三十一日までの間に戦時災
害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、こ
れにより死亡したものの遺族に対しては、昭和
三十八年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員
で昭和二十年四月一日以後職務上の傷病により
死亡したものの遺族に対して第三条の規定によ
り支給する年金の支給の例により、当該年金に
相当する年金を支給する。

二 連合会は、旧海軍共済組合の組合員であつた
者のうち、昭和十六年十二月八日から昭和二十
三年三月三十一日までの間における旧海軍共済組
合の組合員であつた期間内に戦時災害により職
務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより旧
海軍共済組合から公務傷病年金の支給を受けてい
たもので、その職務上の傷病によらないで同日
までに死亡したものの遺族に対しては、昭和三十
八年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員で
あつた者で昭和二十年四月一日以後公務傷病年金
の支給を受けることとなつた後その支給の事由
となつた職務上の傷病によらないで死亡したも
のの遺族に対して第三条の規定により支給する
年金の支給の例により、当該年金に相当する年
金を支給する。

三 連合会は、旧海軍共済組合の組合員のうち、
長期給付に関する規定の適用を受けなかつた者
（恩給法（大正十二年法律第四十八号）の適用
を受けていた者を除く。）で、昭和十六年十二
月八日から昭和二十年八月十五日までの間に戦
時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、
これにより障害の状態となり、若しくは死
亡し、又は障害の状態となつた後その職務上の
傷病によらないで死亡したものが、旧海軍共済
組合の長期給付に関する規定の適用を受けてい
たものとすれば第三条又は前二項の規定により
年金の支給を受けるべきこととなるときは、昭
和三十八年十月分以後、その者又はその遺族に
對して、第三条又は前二項の規定により支給す
る年金の支給の例により、当該年金に相当する
年金を支給する。

四 前三項の規定による年金の額は、これらの年
金を支給すべき事由の生じた月のその者の俸給
につき、第六条第一項第二号及び各年金額改定
法の規定を適用して得た仮定俸給を俸給とみな
し、同条第三項及び各年金額改定法の規定によ
り算定した額とする。

五 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規
定による年金の支給について準用する。

第三章 連合会の業務

（業務）

第八条 連合会は、共済組合法の規定による業務
の外、左に掲げる業務を行う。

一 第三条の規定により承継した義務に基き、
年金及び一時金を支給し、その他その承継し
た債務の整理をすること。
二 第四条及び前二条の規定による年金及び一
時金を支給すること。

三 前二号の業務に附帯する業務
（定款の変更）

第九条 連合会は、この法律施行の後、遅滞な
く、大蔵大臣の認可を受けて、前条の規定によ
る業務を行うこととなつたのに伴い必要とされ
る定款の変更をしなければならない。
（会計）

第十条 連合会は、第八条の規定による業務に関
する会計については、共済組合法の規定による
業務に関する会計と区分して、これを経理しな
ければならない。

第十一条 国は、予算の定めるところにより、連
合会に対し、第八条第一号及び第二号に規定す
る年金及び一時金の支給その他その承継した債
務の履行に要する費用並びに同条に規定する業
務の執行に要する費用に充てるため必要な金額
を交付する。

二 前項の金額は、毎年度分を四分して、各四半
期の期間中に当該四半期分を交付するものとす
る。

第十二条 連合会は、毎年度第八条の規定による
業務に関する収支計算書を作成して、これを翌
年度五月末日までに財務大臣に提出しなければ
ならない。

二 連合会は、毎年度第八条の規定による業務に
関する決算において剰余金を生じたときは、こ
れを翌年度五月末日までに国庫に納付しなけれ
ばならない。

三 連合会の第八条の規定による業務に関する会
計についての細目的事項については、前二条及
び前二項に定めるものを除く外、財務大臣が定
める。

（監督）

第十三条 連合会の第八条の規定による業務の執
行は、財務大臣が監督する。

二 連合会は、財務大臣の定める手続により、毎
月末日現在における第八条の規定による業務に
関する詳細な報告を財務大臣に提出しなければ
ならない。

三 財務大臣は、必要があると認めるときは、当
該職員をして連合会の第八条の規定による業務
及び当該業務に関する会計について監査させる
ものとする。

（特定財産の国への帰属）

第十四条 連合会が第三条第一項の規定により承
継した財産のうち連合会が第八条の規定による
業務を執行するために必要でないと認めて財務

大臣が指定したものは、その指定の日において、国に帰属するものとする。

(無料証明) 連合会

第十五条 連合会及び連合会から第八条第一号又は第二号に規定する年金又は一時金の支給を受けるべき者は、これらの年金又は一時金の支給に關し必要な範囲内において、国又は地方公共団体の権限のある機関に対し、無料で証明を求めることができる。

(非課税)

第十六条 連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金については、旧共済組合法の規定による退職年金及び退職一時金に相当する年金及び一時金を除く外、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

2 連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金に関する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

3 連合会が第三条第一項の規定により承継した不動産の取得の登記で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものについては、登録免許税を課さない。

(給付を受ける権利の保護)

第十六条の二 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金のうち、旧共済組合法に規定する退職年金及び退職一時金に相当するものを受ける権利は、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による場合には、前項の規定にかかわらず、差し押えることができる。

第四章 年金受給者等の権利の確認
(公告)

第十七条 連合会は、第三条の規定により旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継した後、第四条の規定により外地関係共済組合に係る年金及び一時金を支給すべきこととなつた後、第七条の二の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた後並びに第七条の三の規定により年金を支給すべきこととなつた後、遅滞なく、連合会から年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、一定の期間内に証拠書類を添えて連合会に対し当該権利の確認を求めめるための申出をすべき旨の公告をしななければならない。但し、その期間は、三月(連合会がその権利義務を承継し、又は第四条、第七条の二若しくは第七条の三の規定により年金及

び一時金を支給すべきこととなつた日現在において本邦にいない者については、本邦に帰還した日から三月)を下ることができない。

2 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少くとも三回以上しなければならない。但し、旧陸軍共済組合又は共済協会に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対する公告は、一回以上すれば足りる。

3 第一項の規定による公告には、同項の年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者が同項の期間内に申出をしないときは、第十八条第一項の規定による権利の確認が得られないため第二十條の規定の適用を受けることがあるべき旨を附記しなければならない。

(権利の確認)

第十八条 連合会は、前条第一項の規定による公告に応じて権利の確認を求めた者の申出をした者に対し、その提出した証拠書類その他連合会の調査した資料に基づいて、その者が真正の権利者であるか否か並びにその者が真正の権利者である場合にはその年金又は一時金の種類及び額を確認しなければならない。

2 連合会は、前条第一項の規定による公告に応じて権利の確認を求めた者以外の者で同項の期間内に申出をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認められるものについては、その者の申出に基づき、前項の規定に準じてその者の権利を確認することができる。

(年金証書の交付)

第十九条 連合会は、前条の規定により年金の支給を受ける権利の確認をした者に対しては、当該年金に関する証書を作成して交付しなければならない。

2 連合会は、前条の規定による権利の確認を受けた者が旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合の発給に係る年金に関する証書を有するときは、これを返納させなければならない。

(年金又は一時金の受給権利者)

第二十条 連合会は、第十八条の規定による権利の確認を受けた者以外の者に対しては、第三条、第四条、第七条の二及び第七条の三の規定にかかわらず、年金又は一時金の支給の義務を負わない。

(細目)

第二十一条 第十八条の規定により権利の確認及び第十九条第一項の規定による年金に関する証

書の作成、交付、書換、再交付等に関する細目の事項については、財務大臣が定める。

第五章 雑則

(事務の委任)

第二十二条 大蔵大臣は、第四条第四項の規定による外地関係共済組合に関する調査の事務を連合会に行わせることができる。

2 連合会は、前項の規定により委任された調査を行うため、第十七条の規定に準じて外地関係共済組合に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、当該権利の申出をすべき旨の公告をすることができ、この場合においては、当該公告には、当該公告が第三項の規定により第十七条第一項の規定による公告とみなされ、同条第三項に規定するところと同様の結果となるべき旨を附記しなければならない。

3 連合会が前項の公告をした場合において、当該公告の結果に基づいて大蔵大臣が第四条第一項の指定をしたときは、連合会は、当該公告を第十七条第一項の規定による公告とみなして当該公告に応じて権利の申出をした者に対し第十八条第一項の規定による権利の確認をすることができる。

(時効の特例)

第二十三条 左に掲げる権利については、その時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十八年八月十五日から第十七条第一項の規定による公告(前条第三項の規定により権利の確認をする場合には、同条第二項の規定による公告)に応じて権利の申出をすべき期間終了の日までは、進行しないものとする。

一 旧陸軍共済組合から年金又は一時金の支給を受ける権利。但し、一時金の支給を受ける権利については、昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者の有する権利に限る。

二 昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者が共済協会から年金又は一時金の支給を受ける権利

三 外地関係共済組合から年金の支給を受ける権利

2 前項各号に規定する年金のうちには、旧陸軍共済組合令、旧海軍共済組合令若しくは第二条各号に掲げる命令に基づく命令の規定又は第五条第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金を含むものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 将来外地関係共済組合に帰属することが確定的となつた資産のうち、連合会が第四条又は第七条の二の規定により支給すべき年金及び一時金に係る責任準備金の金額に相当するものについては、別に法律で定めるところにより、連合会に帰属させるものとする。

3 連合会は、第三条第一項の規定により共済協会から承継した施設のうち第八条の規定による業務以外の業務の用に供されるものがあるときは、当分の間、同条の規定による業務の外、引き続き当該施設を利用して当該業務を行うことができる。

4 第九条、第十条、第十二条第一項及び第三項、第十三条並びに共済組合法第十二条第二項の規定は、連合会が前項の規定による業務を行う場合に準用する。この場合において、これらの規定中「前条の規定による業務」又は「第八条の規定による業務」とあるのは、「附則第三項の規定による業務」と、第十二条第一項中「収支計算書」とあるのは、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と、共済組合法第十二条第二項中「各省各庁の長」とあるのは、「財務大臣」と読み替えるものとする。

5 連合会が附則第三項の規定による業務を行う間は、第十四条中「第八条の規定による業務」とあるのは、「第八条及び附則第三項の規定による業務」と読み替えるものとする。

6 共済協会は、この法律施行の日に解散する。この場合においては、法人の解散及び清算に関する民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定は適用しない。

7 大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、直ちに共済協会の事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければならない。

8 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

9 昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に対して第二十四条の規定を適用する場合においては、同法第四十条第一項の規定にかかわらず、同月から当該年金の支給を停止するものとする。昭和二十六年一月一日において第二十四条

後段に規定する共済組合の組合員である者について、また同様とする。

附 則（昭和二十六年四月一六日法律第一四八号）

この法律は、昭和二十六年五月一日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。但し、改正前の第七条の規定により交付した金額は、改正後の第七条の規定により昭和二十五年年度及び昭和二十六年年度分として交付すべき金額の全額とみなす。

附 則（昭和二十六年二月一五五法律第三〇七号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月一日法律第一五八号）

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第三項の規定は、昭和二十八年四月一日から、附則第四項の規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。

2 改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（以下「改正後の特別措置法」という。）第七条の二の規定は、旧陸軍兵器廠職工扶助令（明治三十五年勅令第百九十一号）の規定中終身年金に關する部分の適用を受けていた者（昭和二十年八月十五日において同令に規定する定期職工として満二十五年以上就業していた者に限る。以下「二十五年以上就業の定期職工」という。）については、昭和二十六年一月分以後の年金から、その他の者については、昭和二十八年四月分以後の年金から適用する。この場合において、昭和二十六年一月一日以後同年九月三十日までの期間に係る年金額の算定の基準となる仮定俸給については、改正後の特別措置法別表第一に掲げる仮定俸給による。

3 昭和二十八年四月一日において現に国家公務員共済組合法の規定による共済組合の組合員である者（二十五年以上就業の定期職工に該当する者を除く。）が改正後の特別措置法第七条の二の規定による年金の支給を受けることとなる場合におけるその者に対する改正後の特別措置法第二十四条の規定の適用については、国家公務員共済組合法第四十条第一項の規定にかかわらず、同月から当該年金の支給を停止するものとする。昭和二十八年四月一日において改正後の特別措置法第二十四条後段に規定する共済組合の組合員である者（二十五年以上就業の定期職工に該当する者を除く。）についても、また同様とする。

職工に該当する者を除く。）についても、また同様とする。

4 前項の規定は、昭和二十六年一月一日において現に国家公務員共済組合法の規定による共済組合の組合員である者、又は改正後の特別措置法第二十四条後段に規定する共済組合の組合員である者で、二十五年以上就業の定期職工に該当するものについて準用する。この場合において、前項中「昭和二十八年四月一日」とあるのは、「昭和二十六年一月一日」と読み替えるものとする。

附 則（昭和二十八年八月一日法律第一五九号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月一日法律第一六〇号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月二四日法律第一九七号） 抄

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行し、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律第十二条、第十四条の二及び同法附則の改正規定を除き、昭和二十一年一月二十八日から適用する。

附 則（昭和二十九年七月一日法律第二〇四号） 抄

1 この法律は、昭和三十年一月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年六月六日法律第一三二号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年六月六日法律第一三三号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年五月一日法律第一二六号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年五月一日法律第一二八号） 抄

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

（旧法の効力）
第二条 改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧法」という。）中第三章第三節から第五節までの規定その他これらの規定に規定する給付に係る規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、昭和三十三年十一月三十一日まで（これらの規定を他の法令において準用し、又は適用する場合については、当分の間）は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、当該旧法の規定に抵触する限度において、本則の規定は、適用しない。

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定は、第二百二十五条第一項又は第二百二十六条第二項の規定により職員とみなされる者についても適用する。

附 則（昭和三十四年四月二〇日法律第一四八号） 抄

1 この法律は、国稅徵收法（昭和三十四年法律第四百七十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三十四年五月二五五法律第一六三号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年六月二九日法律第一五三三号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年五月一〇日法律第一一六号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年六月二七七法律第一一四号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七條の改正規定、第四條中国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第十五条第三項及び第四項並びに第五十一条の二第五項の改正規定、第五條、附則第四条第四項、附則第五条並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整）
第二条 この法律の施行の際、現に戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号。以下この項において「遺族援護法」という。）第二十三条第二項の規定により遺族給与

金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由により第一条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（以下「改正後の特別措置法」という。）第七条の三の規定による年金を受ける権利を有する者があるに至つたものに支給する遺族給与金については、遺族援護法第三十二条の三の規定にかかわらず、当該年金を受けることができる者があつたことを理由とする支給の停止は、行なわない。

2 前項の場合においては、改正後の特別措置法第七条の三の規定による年金を受ける権利を有する者に昭和三十八年十月一日以後支給すべき当該年金の額は、同条の規定にかかわらず、前項に規定する遺族給与金を受ける権利を有する者に当該遺族給与金が支給される期間、同条の規定による年金の額から当該遺族給与金の額に相当する額（当該年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、その額をその者の数で除して得た額）を控除した額とする。

附 則（昭和三十九年七月九日法律第一五九号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一日法律第一〇一号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、附則第三条中特別措置法第七條の二の改正規定、附則第四条並びに附則第五条中施行法第七條第一項第五号及び第五十五条第一項の改正規定並びに施行法第四十九条の次に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（特別措置法の改正に伴う経過措置）
第七条 附則第三条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の二の規定による年金は、附則第一条ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）の属する月分以後の年金から適用する。

附 則（昭和四一年七月八日法律第一二二二号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附則（昭和四十二年六月二二日法律第三六号）抄
この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

附則（昭和四十二年七月三十一日法律第一〇四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則（昭和四十二年五月三十一日法律第八一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附則（昭和四十四年二月一六日法律第九二号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十五年五月二六日法律第一〇〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附則（昭和四十六年五月二九日法律第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附則（昭和四十七年五月一三日法律第三一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十七年六月二二日法律第八一号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則（昭和四十八年七月二四日法律第六二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附則（昭和四十九年六月二五日法律第九四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附則（昭和四十九年六月二七日法律第一〇〇号）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年二月二〇日法律第七九号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年六月三日法律第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附則（昭和五十二年六月七日法律第六四号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年五月三十一日法律第五八号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十四年二月二八日法律第七二号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（同条中昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第十一号第三項、第十一号の二第三項及び第十一号の三第四項の改正規定を除く）、第二条中国国家公務員共済組合法第二十一条第一項第三号及び第八十八条の五第一項の改正規定、同法第九十八条第二項を削る改正規定、同法第一百条第三項、第一百零二条第三項、第一百零一条第四項及び第九項並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一号第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二号第二項、第三項及び第五項、第三十一条第二項から第五項まで、第三十三号並びに第四十五号第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定（同表の備考四の改正規定を除く）、第四条の規定並びに次項、

附則第八号、第九号、第十六号、第十八号、第十九号、第二十一号、第二十二号、第二十四号及び第二十五号の規定 公布の日
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（以下この項において「改正後の年金額改定法」という。）

第一条の七第二項、第一条の十二、第二条第五項、第二条の二第三項、第二条の十二、第三条の十二、第四条第一項及び第五項、第十条の二第一項、第十条の三、第十五条の三から第十七号まで、別表第一の十五、別表第三の十五、別表第四の十七並びに別表第九の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）

第一百条第三項の規定、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）

第三十三号及び別表第一の規定、第四条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七号第一項の規定並びに附則第九号、第十八号及び第十九号の規定 昭和五十四年四月一日

附則（昭和五十五年五月三十一日法律第七四号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年五月三十一日法律第七四号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年五月二二日法律第三五号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年二月三日法律第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年五月二二日法律第三五号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年六月七日法律第四九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年四月一日から施行する。）
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六十二年四月一日から施行する。）
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第四条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七号第一項の規定並びに次条、附則第四条及び第五条の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附則（昭和五十六年五月三〇日法律第五五号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年五月二五日法律第五六号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年七月一六日法律第六六号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五十八年二月三日法律第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年五月二二日法律第三五号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年六月七日法律第四九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年二月二七日法律第一〇五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十一年五月二八日法律第五六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成十一年二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成十三年六月二〇日法律第五三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)
第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八号、第五十九号及び第六十号の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)
第六十号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年二月二四日法律第八四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月五日法律第四〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)、及び同法附則第二十三号の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六号第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八号の三、第七十三号及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(附則第三十八号第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八号の二の項及び第四十号第八項の改正規定、第二十九号中健康保険法附則第五

条の四、第五号の六及び第五号の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二号中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二号から第四十五号までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。)、附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五号中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)、附則第二十三号第三項、第三十六号第六項、第六十号第六項及び第八十五号の改正規定、附則第五十六号の規定、附則第九十五号中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七号の規定 公布の日

(受給権の保護の例外に関する経過措置)
第八十条 この法律の施行の際現に担保に供されている年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

附則第三十六号第一項、第七十号第一項及び第七十一号第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

附則第五十五号の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第二百二十二条の規定により附則第六十九号の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付(平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項及び第六十五号第一項に規定する年金たる給付に限る。))を受ける権利については、第四十条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)
第九十七号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

別表第一
年金の算定の基準と仮定俸給
なつた俸給

円	三、八五〇
五〇	四、一五〇
五五	四、四五〇
六〇	四、七五〇
六五	五、〇五〇
七〇	五、三五〇
七五	五、七〇〇
八三	六、一〇〇
九〇	六、五〇〇
九七	六、九〇〇
一〇三	七、三〇〇
一一〇	七、五〇〇
一一七	八、一〇〇
一二五	八、七〇〇
一三三	

一四二	九、三〇〇
一五〇	九、九〇〇
一五八	一〇、五〇〇
一六七	一一、一〇〇
一七五	一一、七〇〇
一八三	一二、五〇〇
一九二	一三、三〇〇
二〇〇	一四、二〇〇
二一七	一五、二〇〇
二二三	一六、二〇〇
二五〇	一七、二〇〇
二六七	一八、三〇〇
二八三	二〇、一〇〇
三〇〇	二一、五〇〇
三一七	二二、九〇〇
三三三	二五、〇〇〇

備考一 年金の算定の基準となつた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の七七倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の七五・〇七倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)を仮定俸給とする。

二年 年金の算定の基準となつた俸給が五〇円以上三三三円未満のときにその俸給相当額がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。

別表第二

昭和二十年八月十五日	仮定俸給
において現に受けていた俸給	
円	四、六〇〇
五〇	四、九〇〇
五五	五、二〇〇
六〇	五、五〇〇
六五	五、九〇〇
七〇	六、三〇〇
七五	六、七〇〇
八三	七、一〇〇
九〇	七、五五〇
九七	八、〇五〇
一〇三	八、六〇〇
一一〇	八、九〇〇
一一七	九、六〇〇
一二五	

一三三	一〇、三〇〇
一四二	一一、〇〇〇
一五〇	一一、八〇〇
一五八	一二、六〇〇
一六七	一三、五〇〇
一七五	一四、五〇〇
一八三	一五、五〇〇
一九二	一六、六〇〇
二〇〇	一七、八〇〇
二一七	一九、〇〇〇
二三三	二〇、四〇〇
二五〇	二二、〇〇〇
二六七	二三、六〇〇
二八三	二六、二〇〇
三〇〇	二八、二〇〇
三一七	三〇、三〇〇
三三三	三三、六〇〇

備考

一 昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の九二倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の一〇〇・九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。

二 昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給が五〇円以上三三三円未満のときにその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。